

# 静岡市地域防災計画

(令和5年2月修正)

津波対策編



# 目 次

総 則		頁
<b>第 1 章 総則</b>		<b>1</b>
第 1 節	目的	1
第 2 節	計画の構成	1
第 3 節	予想される災害	3
第 4 節	市の海岸地形及び土地利用	7
第 5 節	防災関係機関の処理すべき事務	7

発 災 前		頁
<b>第 2 章 平常時対策</b>		<b>15</b>
第 1 節	津波避難対策計画	15
第 2 節	防災訓練の実施	20

発 災 後		頁
<b>第 3 章 災害応急対策</b>		<b>21</b>
第 1 節	静岡市災害対策本部の設置及び廃止	21
第 2 節	職員の配備体制	22
第 3 節	防災関係機関	24
第 4 節	情報活動	28
第 5 節	災害の拡大防止活動	34
第 6 節	避難活動	36
第 7 節	市有施設及び設備等の対策	39

## 図表一覧

### 津波対策編

図表番号	タイトル	頁
表1-1	部局名表記の略号一覧	2
表1-2	津波高と到達時間の想定	4
表1-3	建物棟被害に係る想定結果(単位・棟)	4
表1-4	人的被害に係る想定結果(死者数)	5
表2-1	要避難地区(全部又は一部が避難地区に含まれる町丁目)	16
図2-1	津波からの避難が困難な地域のイメージ図	18
表3-1	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	28
図3-1	静岡市及び周辺自治体が属する津波予報区	30
表3-2	津波情報の種類と発表内容	30
表3-3	最大波の観測値の発表内容	31
表3-4	最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)	31
表3-5	津波予報の発表基準と発表内容	32
表3-6	津波情報等の伝達系統図	33
表3-7	津波注意報標識、津波警報標識	33
表3-8	市が実施する自衛措置	37

# 第1章 総則

## 第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第42条の規定に基づき作成する「静岡市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものである。静岡市内における津波災害の予防と津波災害時の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を津波災害から守ることを目的とする。

## 第2節 計画の構成

津波対策編は、以下の各章から構成する。

<b>第1章 総則</b>	この計画の目的、性格、構成、過去の顕著な災害、予想される災害等、計画の基本となる事項を示す。
<b>第2章 平常時対策</b>	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
<b>第3章 災害応急対策</b>	津波災害が発生した場合の対策を示す。

※「地震防災施設緊急整備計画」及び「地震防災応急対策」「復旧・復興計画」など、本編に定めがない事項については、地震対策編によるものとする。

※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。

※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。

表 1 - 1 部局名表記の略号一覧

局等	部	略号
危機管理総室		危機
市長公室、総務局		総務
企画局		企画
財政局	財政部	財政
	税務部	税務
市民局		市民
区役所		区
観光交流文化局		観光
環境局		環境
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉
	保健衛生医療部	衛生
	保健所	保健所
	清水病院	病院
子ども未来局		子ども
経済局	商工部	商工
	農林水産部	農水
都市局	都市計画部	都市
	建築部	建築
建設局	土木部	建設
	道路部	
会計室		会計
消防局	消防部	消防
	警防部	
上下水道局	水道部	水道
	下水道部	下水
教育局		教育

### 第3節 予想される災害

#### 1 過去の津波災害

静岡県で予想される地震災害は、「地震対策編 第1編総則 第2章予想される災害」に記述する。本節では特に津波災害について示す。

過去の津波の状況（静岡県地域防災計画より抜粋）

地震名	発生日月日	津波の状況
三陸沖強震	昭和8年3月3日 02時31分	東北地方の沿岸では最高2.4mの津波が記録された。清水では地震発生から88分後、周期50分、最大振幅15cm位の波が観測された。
昭和東南海地震	昭和19年12月7日 13時35分	熊野灘海岸では波高1.0mに達したところもあるが、清水では30cmの退水が観測された。
カムチャッカ半島沖地震	昭和27年11月5日 02時01分	清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。
房総半島沖地震	昭和28年11月26日 02時48分	清水で2.1cmの津波が観測されたが、被害はなかった。
チリ沖地震	昭和35年5月23日 04時11分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、静岡県下では地震を感じてから22時間位して津波が襲来した。清水では217cmの津波を観測し、流木や養殖真珠に損害が発生した。
チリ中部沿岸で発生した地震	平成22年2月27日 15時34分頃	マグニチュード8.6の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し静岡県では地震発生から23時間位して津波が襲来した。清水では2.1cmの津波が観測された。
平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日 14時46分頃	三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では1.5m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。静岡県沿岸部に16時8分に大津波警報が発表され、清水では9.3cmの津波が観測された。

遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

## 2 静岡県第4次地震被害想定

静岡県第4次地震被害想定の詳細は「地震対策編 第1編総則 第2章予想される災害」に記述する。ここでは津波の想定を中心に記述する。

### (1) 津波高と到達時間の想定

レベル1の地震・津波 発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

レベル2の地震・津波 発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

表1-2 津波高と到達時間の想定

	津波高(m)		到達時間(分)					最大津波 (分)	浸水面積 (km <sup>2</sup> )
	最大	平均	+50cm	+1m	+3m	+5m	+10m		
駿河区 (レベル1)	8	5	4	4	14	64	—	64	0.6
清水区 (レベル1)	8	4	3	3	7	8	—	8	4.9
駿河区 (レベル2)	12	8	3	4	5	6	16	16	3.9
清水区 (レベル2)	11	6	2	2	3	4	13	13	13.2

※レベル1は5地震総合モデル、レベル2は南海トラフ巨大地震ケース①

### (2) 建物棟被害に係る想定結果（単位・棟）

表1-3 建物棟被害に係る想定結果（単位・棟）

	揺れ	液状化	人工 造成地	津波	急傾斜地 崩壊	火災	合計
レベル1	約40,000	約370	約4,000	約20	約790	約36,000	約81,000
葵区	約15,000	約100	約1,600	—	約500	約13,000	約30,000
駿河区	約12,000	約70	約900	—	約90	約10,000	約24,000
清水区	約13,000	約200	約1,500	約20	約200	約13,000	約27,000
レベル2	約40,000	約370	約4,000	約2,500	約790	約35,000	約83,000
葵区	約15,000	約100	約1,600	—	約500	約13,000	約30,000
駿河区	約12,000	約70	約900	約200	約90	約10,000	約24,000
清水区	約13,000	約200	約1,500	約2,300	約200	約12,000	約29,000

※レベル1は東海・東南海・南海地震 冬・タケース、レベル2は、南海トラフ巨大地震 地震：基本ケース、津波：ケース①の冬・タケース



(3) 人的被害に係る想定結果（死者数）

表 1-4 人的被害に係る想定結果（死者数）

	建物 倒壊	津波	急傾斜 地崩壊	火災	合計
レベル1	約 1,100	約 110	約 70	約 1,100	約 2,400
葵区	約 500		約 40	約 500	約 1,100
駿河区	約 300	約 10	約 10	約 400	約 700
清水区	約 300	約 100	約 20	約 200	約 600
レベル2	約 1,400	約 12,600	約 80	約 460	約 15,100
葵区	約 600		約 50	約 300	約 900
駿河区	約 400	約 1,600	約 10	約 100	約 2,200
清水区	約 400	約 11,000	約 20	約 60	約 12,000

※レベル1は東海・東南海・南海地震の冬・夕ケース、レベル2は、南海トラフ巨大地震  
地震：基本ケース、津波：ケース①の冬・深夜ケース

### 3 日本近海で発生する津波の特徴

- (1) 津波は第1波、第2波、第3波と繰り返し襲ってくるが、必ずしも第1波が最大とは限らない。津波が海中を進行する際、大陸棚や海山などの海底地形によって反射波が生じ、場所によっては第1波よりも第2波、第3波の方が高い場合もある。津波警報等が発表されている間は決して警戒を緩めることなく、不測の事態に備える必要がある。
- (2) 津波の第1波は引き波と押し波の2種類がある。大津波の第1波が引きの場合は、海水が一旦沖合に後退して、海底が露出したり船が沖合へ流されたりするなどしたのち、巨大な波が押し寄せるため、津波の前兆現象が顕著に現れる。一方、大津波の第1波が押しの場合は、引きのような顕著な前兆現象がないまま突然巨大な波が押し寄せる。過去の津波の言い伝えの中には、「大津波の前には海水が引く」というものもあるが、実際には第1波が引きの場合も押しの場合もあるので、沿岸部で大きな揺れを感じたらすぐに逃げるという意識を持つ必要がある。
- (3) 静岡県第4次地震被害想定では、駿河トラフや南海トラフを発生源とする津波の他、相模トラフ沿いで発生するレベル1、レベル2の地震にも注意を払う必要がある。相模トラフ沿いで発生した津波は伊豆半島を回折して静岡市沿岸まで達し、被害を及ぼす想定となっている。

#### 4 遠地津波

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・遠地津波は、海外で発生した地震により生じた津波である。</li><li>・遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。</li><li>・遠地地震により日本沿岸で大津波を記録したものは、チリ海溝、千島・カムチャッカ海溝等で起きた巨大地震による津波がある。</li><li>・過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。</li></ul>
特徴等	<ul style="list-style-type: none"><li>・遠地で起きる地震で津波が発生するため、地震の揺れを感じることもなくとも津波に襲われる。</li><li>・遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。</li><li>・津波が海中を進行する際、大陸棚や海山などの海底地形によって反射波が生じ、場所によっては第1波よりも第2波、第3波の方が高い場合もある。津波警報等が発表されている間は決して警戒を緩めることなく、不測の事態に備える必要がある。</li><li>・遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。</li></ul>

## 第4節 市の海岸地形及び土地利用

静岡市の海岸地形や土地利用など、防災上留意すべき点を、南西部から北東部に順を追って記述する。

1	大崩海岸	沿岸部を一般地方道静岡焼津線が通り、石部の付近では高架橋が海上まで張り出している部分がある。陸側を見ると、海岸部まで崖が迫っているため、住家や店舗としての土地利用は道路沿いの一部に限られる。
2	用宗地区～安倍川河口	海岸線に沿って浜堤が形成されており、比較的海抜が高く自然の堤防の役目を果たす。一方で海岸線から200m～300m程度離れると、安倍川、丸子川、小坂川等の後背湿地となり、低地が広がる。従って海岸から1km程度までは内陸に向かって海抜が低くなる地形となっている。用宗漁港付近や安倍川河口は浜堤の切れ間であり、一部海抜が低くなっているところがある。
3	安倍川河口～大谷地区	海岸線に沿って浜堤が形成されている一方、内陸は扇状地や後背湿地となっており、低地が広がる。特に下島、西島、中島の各地区の一部には、周囲と比較して海抜が低い地域がある。
4	久能地区～駒越地区	日本平は、過去の大地震のたびに隆起を繰り返して徐々に高くなっており、傾動地塊（けいどうちかい）と呼ばれる全国的に見ても非常に珍しい地形である。従って、その海岸線に位置する久能地区から駒越地区にかけては、背後に高台が多くみられる。 久能海岸の沖合は、周囲に比べて浅くなっている。一般的にこのような海底地形は、津波のエネルギーが集中しやすい。
5	三保半島	安倍川によって山地から運ばれてきた土砂が、駿河湾の海流によって東に運ばれてできた半島であり、砂嘴（さし）と呼ばれる珍しい地形である。安倍川の治水事業が進む前は土砂の供給量が豊富であったため、海抜が最も高いところは駿河湾に面した外縁部の浜堤で、最大12m程度となっている。一方で清水港に面した内縁部は海抜が低く、埋め立て地も多い。
6	不二見地区～興津川河口	沿岸部は埋め立て地となっていて、工場や港湾施設が広がる。特にJR清水駅付近の沿岸部には石油や天然ガスのコンビナートがあり、付近に石油タンカーやLNGタンカーが停泊していることもある。その背後には巴川、庵原川、波多打川など、この付近に河口を持つ河川由来の後背湿地となっている。
7	興津川河口～富士川河口	ほとんどの地域は、海岸線に沿って東名高速道路や国道1号が走っており、盛土や高架施設が防波堤の役目を果たす。ただし、由比漁港付近など、一部ではこれらの構造物が無い場所もある。背後には高台が多くあるが、高台に続く道の勾配は急であることも多い。

## 第5節 防災関係機関の処理すべき事務

市、県の機関、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者

は、それぞれ津波対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

## 1 市

- (1) 津波防災に関する組織の整備
- (2) 自主防災組織の育成指導、その他市民の津波対策の促進
- (3) 防災思想の普及
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 津波防災のための施設等の緊急整備
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (7) 避難の指示に関する事項
- (8) 消防、水防、その他の応急措置
- (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (10) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (11) 緊急輸送手段の確保
- (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

## 2 静岡県

- (1) 津波防災に関する組織の整備
- (2) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進
- (3) 防災思想の普及
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 津波防災のための施設等の緊急整備
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (7) 避難の指示に関する事項
- (8) 水防その他の応急措置
- (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (11) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (12) 緊急輸送手段の確保
- (13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

## 3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 救出・救助

- (3) 遺体の検視・見分
- (4) 避難に関する情報の伝達及び避難の指示、緊急避難場所・避難所の安全確保及び秩序の維持
- (5) 警戒区域の防犯パトロール
- (6) 社会秩序維持等のための取り締まり等
- (7) 緊急交通路の確保

#### 4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊）

- (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

#### 5 指定地方行政機関

##### (1) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- カ 非常通信協議会の運営に関すること

##### (2) 財務省東海財務局

- ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整
- イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

##### (3) 農林水産省関東農政局 静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

##### (4) 厚生労働省静岡労働局（静岡労働基準監督署）

- ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導
- イ 事業場の被災状況の把握

##### (5) 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、海岸、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

###### ア 災害予防

- (ア) 所管施設の耐震性の確保
- (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
- (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- (オ) 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施

###### イ 初動対応

地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害

対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
- (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
- (オ) 自治体の要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
- (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

(6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨
- ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導
- エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
- オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
- カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
- キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
- ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
- ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
- コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令
- サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

(7) 国土地理院中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説
- イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守
- ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力

- エ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
- (9) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部）
  - ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導
  - イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達
  - ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助
  - エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
  - オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
- (10) 環境省関東地方環境事務所、環境省中部地方環境事務所
  - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
  - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
  - エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援

## 6 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社東海支社（静岡中央郵便局）
  - ア 郵便事業の運営に関すること
  - イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
  - ウ 施設等の被災防止に関すること
  - エ 利用者の避難誘導に関すること
- (2) 日本赤十字社（静岡県支部）
  - ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
  - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
  - ウ 被災者に対する救援物資の配布
  - エ 義援金の募集
  - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
  - カ その他必要な事項
- (3) 日本放送協会（静岡放送局）
  - ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上
  - イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用した、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること
  - ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
  - エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
- (4) 中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・浜松保全・サービスセンター）
  - ア 交通対策に関すること
  - イ 災害応急対策に関すること
- (5) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
  - ア 津波警報等の伝達

- イ 列車の運転規制措置
- ウ 旅客の避難、救護
- エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
- カ 施設等の整備
- (6) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
  - ア 災害時における重要通信の確保
  - イ 災害時における通信疎通状況等の広報
  - ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- (7) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
  - LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
- (8) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
  - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (9) 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡営業所・清水営業所）
  - ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
  - イ 復旧用資材等の整備
  - ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (10) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
  - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
  - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
  - ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
  - イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

## 7 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区（静岡市内土地改良区）
  - ア 災害予防
  - イ 応急・復旧
    - (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施
    - (イ) 所管施設の緊急点検
    - (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
- (2) 静岡ガス株式会社（静岡支社、東部支社）
  - ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
  - イ 災害時におけるガス供給の確保
  - ウ 施設設備の耐震予防対策の実施
  - エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置



- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部）
  - ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
  - イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
  - ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
  - エ 燃料の確保に関する協力
  - オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (4) 静岡鉄道株式会社
  - ア 津波警報等津波に関する情報の伝達
  - イ 列車の運転規制措置
  - ウ 旅客の避難、救護
  - エ 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報
- (5) 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会
  - 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
- (6) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）
  - ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及
  - イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
  - ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (7) 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市静岡医師会、一般社団法人静岡市清水医師会、一般社団法人庵原医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会）、公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）
  - ア 医療救護施設における医療救護活動の実施
  - イ 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会）及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
  - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会））
- (8) 一般社団法人静岡県警備業協会
  - 災害時の道路交差点での交通整理支援
- (9) 一般社団法人静岡県建設業協会
  - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

## 8 沿岸部に立地する施設の管理者

- (1) 津波に対する知識の向上
- (2) 施設の安全対策
- (3) 津波についての情報収集・伝達体制、避難対策等の取り決め
- (4) 災害発生等に備えた事業継続計画等の策定

- (5) 地域の自主防災組織や浸水想定区域内の利用者と連携した防災活動への協力
- (6) 津波災害だけでなく、施設の損壊や火災など、想定しうる他の災害も併せて対策を行う。

## 第2章 平常時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う津波避難対策、防災訓練等について定める。

### 第1節 津波避難対策計画〔危機、都市、建築、建設、区、消防、水道、下水、教育〕

#### 1 対策を検討する津波

『現時点で想定しうる最大クラスの津波』に対し、避難対策を講ずる。

津波防災地域づくり法で定める最大クラスの津波（静岡県第4次地震被害想定レベル2）を想定する。

#### 2 津波被害想定の特徴

東北地方太平洋沖地震に比べ、津波到達時間（津波浸水開始時間）は極めて早い。

※ただし、適切な津波避難対策により、避難することは可能。

- （1）東北地方太平洋沖地震では、津波到達時間が30分以上あった。
- （2）一方、南海トラフ巨大地震は、東北地方太平洋沖地震に比べ、津波到達時間が極めて短く、沿岸部の広い範囲で10～15分で浸水が始まる。

津波の深さは、東北地方太平洋沖地震ほどではなく、津波避難施設への避難は有効。

- （3）東北地方太平洋沖地震では、広い範囲で10m以上の深さの浸水があったが、南海トラフ巨大地震では、想定される津波の深さは最大4～5m程度とされている。

#### 3 津波避難対策の目標

「『5分・500m』で避難できる地域づくり」

- ・概ね5分以内に、避難開始することを目指す。
- ・概ね500m以内で、避難可能にすることを目指す。
- ・津波到達時間が極めて短い地域については、概ね200m以内で避難可能にすることを目指す。

- (1) 先ず「5分・500m」を目標に、“頑張れば”助かるための「物理的な環境」を整える。
- (2) 今後「どうやって“頑張るか”」といった、ソフトの対策を市民等と共に向上させていく。
- ア 如何に、迅速且つ最適な避難行動を発揮させ、「5分」で避難が可能になるか、情報周知の徹底や訓練、発災時の情報伝達等で具体化していく。
- イ また、細街路の危険箇所の改善など、実際に「500m」で避難できるようにするための事業を進める。
- (3) 並行して「頑張れば」のハードルを、時間をかけて低くしていく取組みも検討する。
- ア 堤防整備等の検討
- ※ 津波到達時間が極めて短い地域については、概ね200m以内で避難可能にすることを目指す。

#### 4 要避難地区等の設定

##### (1) 要避難地区

津波による浸水の発生が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を津波に対する要避難地区とする。津波に対する要避難地区は、津波危険予想地域を含む町丁目を原則とし、表2-1で定める。本市における津波危険予想地域は、津波防災地域づくり法（平成23年法律第123号）第8条に基づく静岡県津波浸水想定区域としている。なお、本編における要避難地区は、津波に対する要避難地区とする。

表2-1 要避難地区（全部又は一部が避難地区に含まれる町丁目）

区	地区	町丁目
駿河区	大里東	下島、高松
	中島	西島、西脇、中島
	宮竹	高松二丁目
	大谷	西大谷、大谷一丁目、大谷二丁目、大谷三丁目
	久能	安居、古宿、根古屋、西平松、青沢、中平松
	川原	下川原南、桃園町
	長田南	広野、広野三丁目、広野四丁目、広野五丁目、広野六丁目、広野海岸通、港、小坂、小坂一丁目、小坂二丁目、小坂三丁目、石部、用宗一丁目、用宗二丁目、用宗三丁目、用宗四丁目、用宗五丁目、用宗小石町
清水区	辻	愛染町、宮下町、宮代町、辻一丁目、辻二丁目、辻三丁目、辻四丁目、辻五丁目、田町、本郷町、矢倉町
	江尻	銀座、江尻台町、江尻町、江尻東一丁目、江尻東二丁目、江尻東三丁目、小芝町、真砂町、二の丸町、宝町
	入江	元城町、渋川一丁目、新富町、東大曲町、入江一丁目、入江二丁目

	浜田	旭町、松原町、上一丁目、上清水町、新港町、千歳町、相生町、島崎町、巴町、浜田町、万世町一丁目、万世町二丁目
	岡	岡町、上二丁目、南岡町、梅田町
	清水	幸町、港町一丁目、港町二丁目、三光町、松井町、清開一丁目、清水町、村松原一丁目、築地町、日の出町、入船町、八千代町、美濃輪町、富士見町、北矢部町二丁目、本町
	不二見	宮加三、新緑町、清開二丁目、清開三丁目、清水村松地先新田、村松、村松一丁目、村松原二丁目、村松原三丁目
	駒越	駒越西一丁目、駒越西二丁目、駒越中一丁目、駒越中二丁目、駒越東町、駒越南町、駒越北町、蛇塚、増
	折戸	折戸、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸三丁目、折戸四丁目、折戸五丁目
	三保	三保、三保松原町
	袖師	横砂、横砂西町、横砂中町、横砂東町、横砂南町、横砂本町、西久保、袖師町
	興津	興津清見寺町、興津中町、興津東町、興津本町
	蒲原	蒲原、蒲原神沢
	由比	由比、由比今宿、由比寺尾、由比西倉澤、由比町屋原、由比東倉澤、由比北田

※具体的な区域は静岡市防災情報マップ（津波避難マップ）において橙色の線で示している。

## （２） 避難対象地区

警戒宣言発令時に避難の対象とする地域は、津波に対する要避難地区とする。

◇ 推定津波浸水深・到達時間 （資料編 9－8）

## 5 津波避難対策の方針

### （１） 津波危険予想地域における対策方針

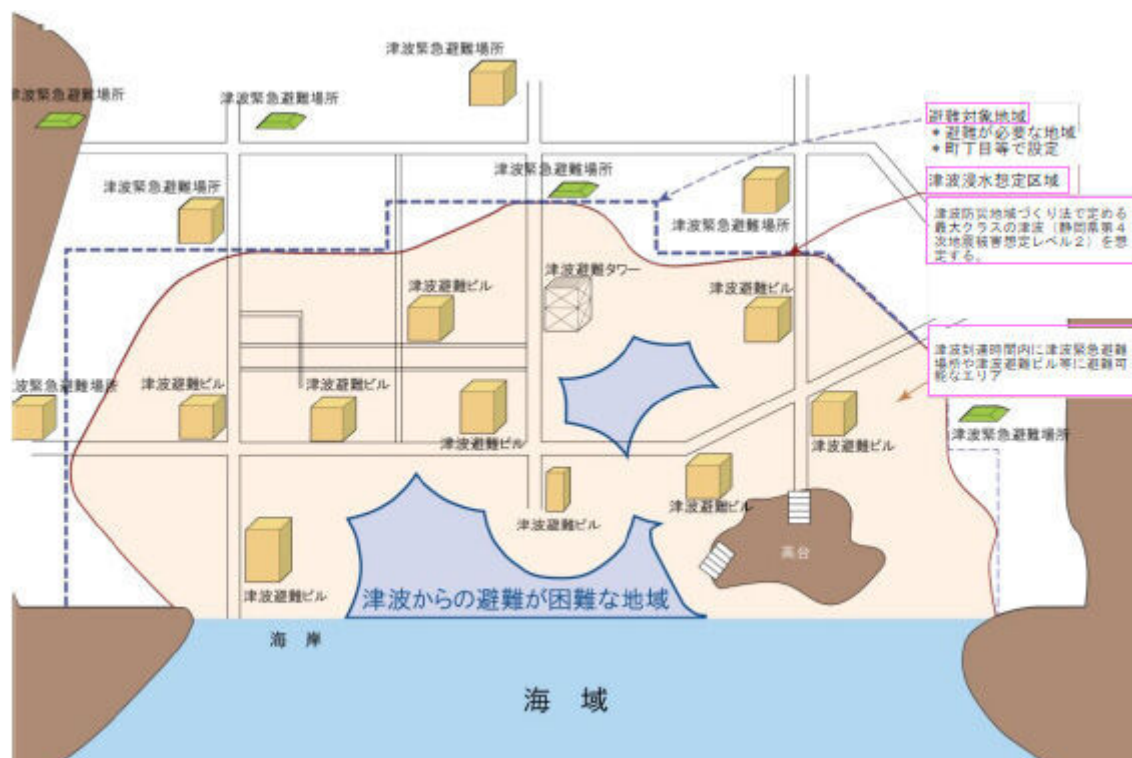
- ・ 要避難地区外や既指定の津波避難ビルへ避難。※ 1
- ・ 上記で避難することができないエリアを空白エリアとし、津波避難対策を実施する。
  - ① 津波避難ビルを追加指定
  - ② 上記対策で空白エリアが解消されなければ、津波避難タワー等の津波避難施設の整備

※ 1 津波避難施設に避難可能なエリアであっても、津波避難施設の受入人数が不足しているエリア且つ、浸水区域外への避難対策を取ることができないエリアは、空白エリアに含まれる。

ア 臨港地区は、静岡県が別途対策を検討中

イ 10分未満で浸水するエリアに関しては、避難にかけられる時間が極めて短いため、津波避難ビルや津波避難タワーの他、堤防等における対策を検討・要請していく。（堤防による対策は県及び市による対策）

図 2-1 津波からの避難が困難な地域のイメージ図



津波避難タワー等設置検討地区における評価

	地区名	対象面積 (ha)	人口 (昼間/夜間)	津波 到達時間	最大想定 浸水深※1	備考
1	長田南①	3.9	89/149	5～10分	4m	平成29年2月完成
2	長田南②	5.0	158/95	5～10分	4m	津波避難ビル指定
3	長田南③	8.4	316/373	5～10分	4m	平成29年2月完成
4	長田南④	5.5	346/325	5～10分	4m	平成27年10月完成
5	長田南⑤	4.5	265/194	5～10分	2m	平成31年3月完成
6	長田南⑥	9.7	332/366	5～10分	3m	平成29年11月完成
7	中島①	11.2	459/865	10分～	2m	平成27年10月完成
8	中島②	7.8	371/533	20分～	2m	令和2年9月完成
9	中島③	11.0	288/595	5～10分	4m	平成25年10月完成
10	大里東①	5.6	296/520	15分～	3m	平成25年10月完成

11	三保①	11.9	309/627	20分～	2m	平成28年11月完成
12	三保②	7.5	221/407	5～10分	3m	平成30年3月完成
13	三保③	5.8	109/234	5～10分	3m	平成27年12月完成
14	三保④	7.7	88/41	20分～	2m	平成28年3月完成
15	三保⑤	5.7	249/403	5～10分	3m	平成26年12月完成
16	三保⑥	13.9	550/468	5～10分	3m	平成28年3月完成
17	三保⑦	22.7	574/772	10分～	3m	平成26年2月完成
18	三保⑧	10.5	572/499	5～10分	3m	平成25年10月完成
19	不二見①	16.4	285/755	15～30分	4m	平成27年2月完成
20	不二見②	8.2	248/502	15分～	4m	津波避難路橋整備 平成31年3月完成
21	袖師①	14.2	527/137	5～20分	5m	津波避難ビル指定

※1 エリア内における最大浸水深

- ◇ 津波避難ビル一覧表 (資料編4-4)
- ◇ 津波避難ビル標識等標識一覧 (資料編4-39)
- ◇ 推定津波浸水深・到達時間 (資料編9-8)

## 6 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 (平成26年度から令和7年度まで)

津波避難対策 緊急事業を行う区域	津波から避難するために 必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
長田南地区	避難施設その他の避難場所の整備	1箇所	平成27年度
		4箇所	平成30年度
中島地区	避難施設その他の避難場所の整備	1箇所	平成27年度
		1箇所	令和2年度
三保地区	避難施設その他の避難場所の整備	1箇所	平成27年度
		4箇所	平成29年度
不二見地区	避難経路の整備	1箇所	平成30年度
由比漁港地区	避難施設その他の避難場所の整備	1箇所	令和3年度
新興津地区	避難施設その他の避難場所の整備	1箇所	令和7年度

## 第2節 防災訓練の実施 [危機、市民、区、消防]

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や自主防災組織の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に充分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、性の多様性の観点から、被災時の性別等の違いによるニーズ等に配慮するよう努めるものとする。

### 1 市

市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

#### (1) 津波避難訓練

- ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」として、津波避難訓練を実施する。
- イ この訓練は、「大津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。

### 2 静岡県

#### (1) 防災訓練の内容

県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。訓練に当たっては、南海トラフ地震に関連する情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。

- ア 訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- イ 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

#### (2) 市町及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

- ア 県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。
- イ 県は、市町又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

#### (3) 防災訓練の実施回数

- ア 総合防災訓練 年1回以上
- イ 個別防災訓練 年1回以上

#### (4) 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。



## 第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。なお、ここに定めのないものについては「一般対策編」及び「地震対策編」に準ずる。

### 第1節 静岡市災害対策本部の設置及び廃止〔危機、消防〕

#### 1 静岡市災害対策本部の設置

市長は、津波災害が発生し、又はそのおそれがあるとして、その対策を実施するため必要があると認めるときは、法第23条の2第1項の規定に基づく静岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を静岡市役所静岡庁舎内の災害対策本部室に設置する。警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

##### (1) 編成および運営

静岡市災害対策本部条例及び静岡市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

◇ 静岡市災害対策本部条例（資料編1-3）

◇ 静岡市災害対策本部運営要綱（資料編1-4）

##### (2) 設置基準

津波予報区「静岡県」に大津波警報が発表されたとき

#### 2 本部の廃止

市長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めたときは本部を廃止する。

#### 3 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- (1) 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- (3) 消防、水防等の応急措置
- (4) 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入れ
- (5) 被災者、避難者等の救助、救護その他の保護
- (6) 施設及び設備の応急復旧
- (7) 防疫その他の保健衛生
- (8) 住民等に対する避難の指示、又は警戒区域の設定
- (9) 緊急輸送の実施
- (10) 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保並びに配分
- (11) 県への要請・報告等、県との災害応急対策の連携

ア 市長（以下、この章において「本部長」という。）は、県に対し災害応急対策の実施に関し、必要に応じ職員の派遣等必要な事項を要請するものとする。

イ 本部長は、必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また災害応急対策を実施すべき者に対する指示等を静岡県知事、静岡県警察本部長等にそれぞれ要請するものとする。

ウ 本部長は、住民等の避難の状況及び災害応急対策の実施状況を県に報告するものとする。

- (12) 自主防災組織との連携及び指導
- (13) ボランティアの受入れ、災害ボランティア本部への支援
- (14) 災害時応急対策を実施すべき者に対する指示
- (15) 防災関係機関との連携

#### 4 消防機関の警防活動体制

- (1) 消防局、消防署及び消防団の活動

警防本部を設置し、災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとり、次の活動を行うものとする。なお、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

ア 消防ヘリコプター及び高所監視カメラ等を活用した、被害状況等の情報収集と伝達

イ 消火活動、救急活動及び救助活動等

ウ 安全を確保の上、消防ヘリコプター及び車両等を活用した避難の指示の伝達、避難誘導

エ 自主防災組織等との連携活動

- (2) 警防態勢の強化

動員した消防職員及び消防団員をもって、消防隊及び救急隊等の部隊を編成し、警防態勢を強化する。

#### 5 広域消防応援に対する受援体制

- (1) 消防組織法第39条の規定に基づく、県内消防機関からの応援出動に備え、連絡体制等受援体制を確保する。
- (2) 消防組織法第44条の規定に基づく、県外消防機関からの応援出動に関する受援においても、緊急消防援助隊の派遣が決定された場合も上記(1)と同様とする。

#### 6 水防機関の警防活動体制

水防団の活動は以下のとおりとする。なお、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

- (1) 被害状況等の情報収集と伝達
- (2) 水防活動及び救助活動
- (3) 地域住民等の避難地への誘導
- (4) 危険区域からの避難の確認
- (5) 自主防災組織との連携、指導、支援

## 第2節 職員の配備体制 [危機、区、消防]

### 1 配備体制

別に定める災害時職員配備基準による。

◇ 災害時職員配備基準 (資料編2-17)

## 2 消防機関の配備体制

- (1) 消防職員は、消防局において別に定める計画により配備する。
- (2) 消防団員は、別に定める計画により配備し、消防団長の指揮の下に所轄地域の災害応急対策にあたる。

## 3 参集行動

### (1) 情報の収集及び伝達

地震による揺れを感じた場合、職員は自ら情報収集する。震度に関する情報（震度4以上）を防災情報メール等で覚知した職員は、職員防災情報メールシステムからの指示を確認する。各部課の連絡責任者は予め各部課で定めた非常連絡系統図等を活用し、システム登録者以外の職員への指示の伝達を行う。なお、遠地津波は津波警報等の発表前にテレビ、ラジオ及びインターネット等で情報が入手できる場合が多いので、津波警報等の発表の可能性など、情報収集に努めるものとする。

◇ 非常配備の伝達方法（資料編2-9）

### (2) 自動参集

職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に基づき、定められた場所に参集又は参集できる態勢をとる。特に、市内において震度5強以上の揺れが観測された場合、全ての災害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参集するものとする。なお、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

### (3) 参集状況の把握

所属長は、速やかに職員の参集状況を把握し、別に定める手順により報告する。

◇ 災害時における職員参集状況報告手順（資料編2-10）

## 4 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部

### (1) 設置

清水地区の石油コンビナート等特別防災区域に災害が発生し、又は発生するおそれが生じたとき、災害対策本部に静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部を併設する。

### (2) 所掌事務

別に定める静岡県石油コンビナート等防災計画によるが、災害応急対策として講ずる主要な事項は、次のとおりである。

- ア 市職員及び消防団員の動員
- イ 本部長が命令し、又は要請した動員者の受入体制の整備
- ウ 津波情報の収集及び伝達
- エ 災害応急対策上必要な事項の広報
- オ 住民等の安全を図るための避難の指示等、住民安全対策の実施
- カ 警戒区域を対象とした警戒・警備
- キ 災害の態様、状況に応じた医療救護の実施
- ク 消火活動の実施並びに自衛防災組織等の指揮及び監督
- ケ 応急作業、被害防止又は軽減のための応援要請

## 5 防災関係機関の活動状況の把握

本部長は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適

切な措置を講ずるものとする。

### 第3節 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。

#### 1 指定地方行政機関

(1) 総務省東海総合通信局

電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理

(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請

イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するとき、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置

(3) 農林水産省関東農政局 静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

(4) 国土交通省中部地方整備局（静岡国道事務所、富士砂防事務所、静岡河川事務所、清水港湾事務所）、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

ア 施設対策等

(ア) 河川管理施設等の対策等

(イ) 道路施設対策等

(ウ) 港湾施設対策等

(エ) 営繕施設対策等

(オ) 電気通信施設対策等

イ 初動対応

地方整備局災害対策本部等からの指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理

エ 他機関との協力

オ 広報

(5) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

ア 陸上輸送に関すること

(ア) 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置

(イ) 自治体からの要請に対する車両等の調達のあっせん及び海上輸送に関すること

- イ 海上輸送に関すること
  - (ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請
  - (イ) 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
- (6) 国土地理院中部地方測量部
  - ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
  - イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。
  - ウ 地理情報システムの活用を図る。
- (7) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
  - ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説
  - イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁への報告及び適切な措置
  - ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
  - エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- (8) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部）
  - ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知
  - イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保
  - ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査
  - エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難指示、入港制限、移動命令、航行制限荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置
  - オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置
  - カ 海上における災害に係る救助・救急活動
  - キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持
- (9) 環境省関東地方環境事務所、環境省中部地方環境事務所
  - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
  - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
  - エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援

## 2 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社東海支社（静岡中央郵便局）
  - ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施
    - (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
    - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
    - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
  - イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
- (2) 日本赤十字社（静岡県支部）

- ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
  - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
  - ウ 被災者に対する救援物資の配布
  - エ 義援金の募集
  - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
  - カ その他必要な事項
- (3) 日本放送協会（静岡放送局）
- ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成
  - イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施
  - ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
- (4) 中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・浜松保全・サービスセンター）
- ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡
  - イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
  - ウ 県公安委員会（県警察）が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
  - エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
- (5) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ア 災害時における応急救護活動
  - イ 応急復旧用資材等の確保
  - ウ 危険地域の駅等の旅客等について、市と協力した緊急避難場所への避難、誘導
  - エ 鉄道施設の早期復旧
- (6) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
- ア 防災関係機関の重要通信の優先確保
  - イ 被害施設の早期復旧
  - ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
- (7) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
- LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
- (8) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- 緊急輸送車両の確保及び運行
- (9) 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡営業所、清水営業所）
- ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
  - イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
- (10) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
- 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

- (12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
  - イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

### 3 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区（静岡市内土地改良区）
- ア 用水の緊急遮断
  - イ 災害応急復旧の実施
  - ウ 津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力
- (2) 静岡ガス株式会社（静岡支社、東部支社）
- ア ガス導管網等、主要施設における流失防止等二次災害の発生防止のための緊急遮断
  - イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
  - ウ 必要に応じて代替燃料の供給
  - エ 災害応急復旧の早期実施
- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部）
- ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報
  - イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
- (4) 静岡鉄道株式会社
- ア 災害時における応急救護活動
  - イ 応急復旧用資材等の確保
  - ウ 危険地域の駅等の旅客等について、市の指定した緊急避難場所への避難、誘導
  - エ 鉄道施設の早期復旧
- (5) 一般社団法人静岡県トラック協会
- 協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
- (6) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）
- ア 報道特別番組の編成
  - イ 国、県、市、防災機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
  - ウ 市長の呼びかけ、市内各地の状況、防災措置の状況等の放送
- (7) 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市静岡医師会、一般社団法人静岡市清水医師会、一般社団法人庵原医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会）、公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）
- ア 医療救護施設における医療救護活動の実施
  - イ 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会）及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
  - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

- (8) 一般社団法人静岡県建設業協会  
道路施設等の被害調査、復旧に関する協力
- (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
  - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
  - イ 避難所における健康相談に関する協力

#### 第4節 情報活動 [総務、危機、区]

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

詳細については、「一般対策編第3章 災害応急対策 第5節 予警報の受領及び伝達計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、「地震対策編 第4編 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応」を参照のこと。

##### 1 津波情報等の種類

###### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

ア 気象庁本庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

イ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ウ 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度のよい地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。

表3-1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にはとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ 10m超	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		



津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m	1m	(標記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

## (2) 津波警報等の留意事項

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ウ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。  
このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。
- エ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- オ 海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上の海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある。

## 2 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡市が属する津波予報区は、次のとおりである。

静岡市が属する津波予報区

津波予報区	区域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

図3-1 静岡市及び周辺自治体が属する津波予報区  
 気象庁HP津波予報区のページより一部抜粋（2014/11/21アクセス）  
<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/t-yohokuinfo.html>



### 3 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

#### (1) 津波情報の種類と発表内容

表3-2 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

#### ※1 津波観測に関する情報の発表内容

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### (2) 最大波の観測値の発表内容

表 3 - 3 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報 (特別警報)	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※ 2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- ・ 沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値 (第 1 波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ) を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値) または「推定中」(沿岸での推定値) の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

(3) 最大波の観測値及び推定値の発表内容 (沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点)

表 3 - 4 最大波の観測値及び推定値の発表内容 (沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報 (特別警報)	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

#### (4) 津波情報の留意事項等

##### ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。

同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

##### イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。特に大潮の時期は満潮と干潮の潮位差が1m以上になることも留意する。

##### ウ 津波観測に関する情報

(ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

##### エ 沖合の津波観測に関する情報

(ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

(イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

#### 4 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表3-5 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

5 津波情報等の伝達系統図

表 3 - 6 津波情報等の伝達系統図

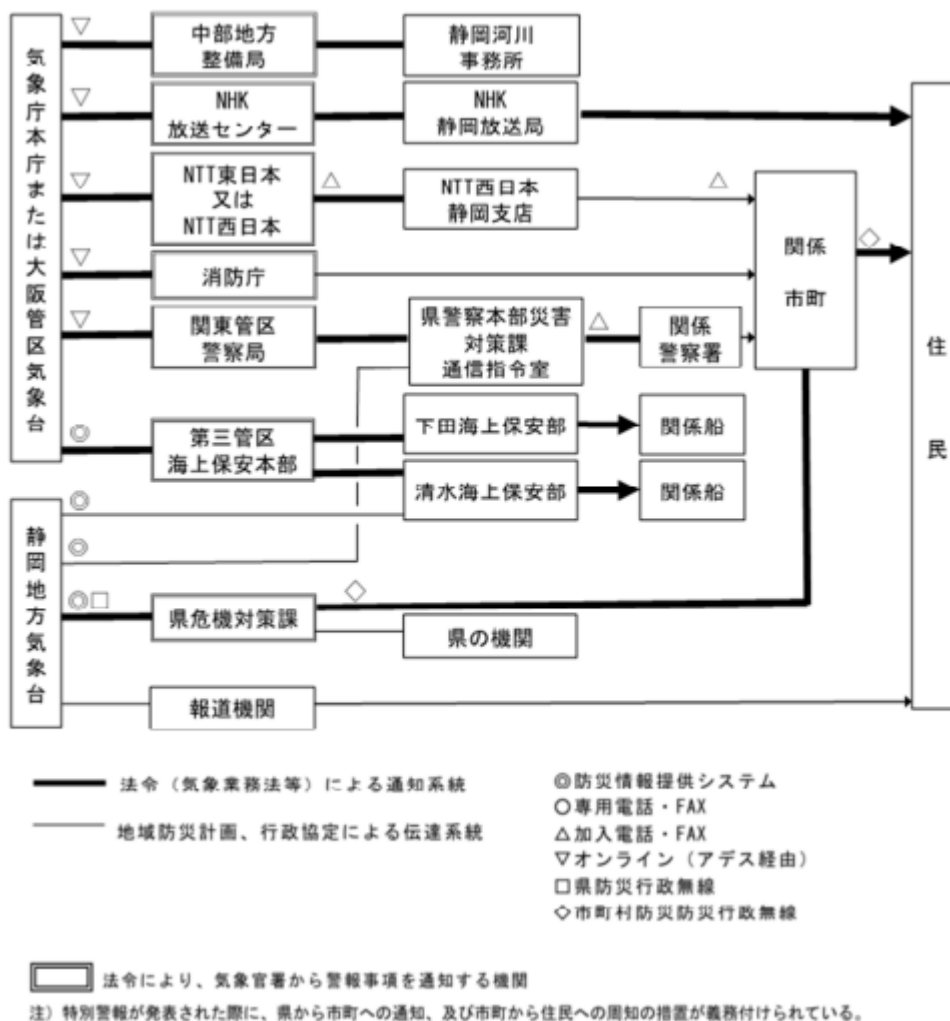

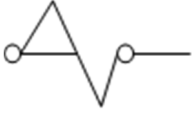
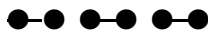







表 3 - 7 津波注意報標識、津波警報標識

標識の種類	津波注意報標識		標識の種類	津波警報標識	
	鐘音	サイレン音		鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点の斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)

津波 注意報 及び 津波 警報 解除 標識	(1点2個と 2点との斑打) 	(約10秒)(約1 分)  (約3秒)	大津波 警報 標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒)(短声連 点)
---	--	---	-----------------	--	---

- (注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。  
2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

## 第5節 災害の拡大防止活動 [危機、建築、区、消防]

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、市、県、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

### 1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、市の水防計画の定めるところによる。

この活動は、遠地津波など、津波の到達に時間的余裕がある場合に行うものであって、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

#### (1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。  
なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。

イ 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

ウ 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

#### (2) 水防活動の応援要請

ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

(ア) 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。

(イ) 水防管理者は、必要があれば市長に対し応援を求める。

(ウ) 水防管理者は、水防のために必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出勤を要請する。

イ 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。

(ア) 応援を必要とする理由

- (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 期間その他応援に必要な事項

## 2 人命の救出活動

### (1) 人命救出活動の基本方針

- ア 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- イ 静岡県、静岡県警察及び自衛隊は、市が行う救出活動に協力する。
- ウ 静岡県は救出活動に関する応援について県内市町間の総合調整を行う。
- エ 市は、市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- オ 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- カ 自衛隊の救出活動は「地震対策編 第5編 災害応急対策 第5章 広域応援活動」の定めるところにより行う。

## 3 防災関係機関の処理すべき事務

### (1) 市

- ア 職員を動員し負傷者等を救出する。
- イ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して静岡県知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。
  - (ア) 応援を必要とする理由
  - (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
  - (ウ) 応援を必要とする場所
  - (エ) 応援を必要とする期間
  - (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- ウ 災害救助法に基づく市の実施事項については、「一般対策編」による。

### (2) 静岡県

- ア 静岡県知事は、市長から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。
  - (ア) 県職員を派遣し救出活動を支援する。
  - (イ) 他の市町長に対し応援を指示する。
  - (ウ) 自衛隊に対し支援を要請する。
  - (エ) 救出活動の総合調整を行う。
  - (オ) 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。

### (3) 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。

### (4) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を

行う。

エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。

オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

(5) 自衛隊

自治体の要請に基づき救出活動を実施する。

## 第6節 避難活動 [総務、危機、区]

津波災害が発生したときの避難対策及び避難方法の基本となる事項を示す。なお、避難に関する具体的な内容については、静岡市津波避難計画に定める。

### ◇ 静岡市津波避難計画（資料編8-6）

#### 1 避難対策

##### (1) 基本方針

ア 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

イ 「地震だ、津波だ、すぐ避難」をスローガンとして、海岸付近で強い揺れを感じた者は、警報等を聴取するまでもなく、直ちに避難を開始することを心がける。

ウ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。

エ 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

##### (2) 情報・広報活動

ア 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「地震対策編 第5編 災害応急対策 第2章 情報活動」に準ずる。

イ 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「地震対策編 第5編 災害応急対策 第3章 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要配慮者への的確な情報提供に配慮する。

ウ 住民は、適切な避難行動のため、同報無線、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、市ウェブサイト、緊急速報メール、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

エ 市及び県は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

##### (3) 避難のための指示

ア 指示の基準

(ア) 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護



するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難を指示する。

- (イ) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
- (ウ) 静岡県知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難を指示する。この場合、知事はその旨を公示する。
- (エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

イ 指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (ア) 避難を指示した地域名
- (イ) 避難行動における注意事項

(4) 指示の伝達方法

市長は、避難を指示したときは、直ちに対象とする地域の住民に対して、同報無線、静岡市防災メール、静岡市緊急情報防災ラジオ、緊急速報メール等により広報するほか、静岡県知事、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(5) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

ア 市が実施する自衛措置

表 3-8 市が実施する自衛措置

区分	内容
津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難情報を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難の指示については、「第3章 災害応急対策 第6節 避難活動 1 避難対策 (3) 避難のための指示」に準ずる。</li> <li>・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>・沿岸部や河口部など堤外にいる海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、直ちに避難を指示する。</li> </ul>
津波警報・大津波警報が発表された場合 又は、震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	<p>市長は、直ちに要避難地区にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達する。</p>

<p>津波警報等は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海面の監視 気象官署から大津波警報・津波警報・津波注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。</li> <li>・報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。</li> <li>・避難の指示 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達するなどの必要な措置をとる。</li> </ul>
<p>遠地津波が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。</li> <li>・津波警報等が発表された場合には、上記に準じた措置をとる。</li> <li>・住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。</li> </ul>

イ 住民が実施する自衛措置

- (ア) 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難の指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、緊急避難場所等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。
- (イ) 海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

2 警戒区域の設定

この活動は、遠地津波など、津波の到達に時間的余裕がある場合に行うものであって、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

(1) 設定の基準

- ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。
- ウ 静岡県知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、静岡県知事はその旨を公示する。
- エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含

む。)、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 規制内容の実施方法

ア 市長、警察官、海上保安官、静岡県知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 市長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

### 3 避難方法等

(1) 避難の方法

災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として次により避難する。

ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。

イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー等）へ避難する。

ウ 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、高台など安全な場所等へ自主的に避難する。

(2) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(3) 避難地における業務

ア 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

(ア) 津波等の危険の状況に関する情報の収集

(イ) 津波等に関する情報の伝達

(ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

(エ) 必要な応急救護

(オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

イ 市は、避難状況について県へ報告する。

## 第7節 市有施設及び設備等の対策[総務、危機、財政、環境、商工、農水、建築、建設、消防、水道、下水]

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

### 1 公共施設等

(1) 河川及び海岸保全施設

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

ウ 応急措置の実施、二次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

エ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じて協定団体に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

オ 市長への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに市長へ状況を連絡する。

(2) 港湾及び漁港施設等

ア 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。

イ 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

ウ 応急措置の実施、二次災害の防止

危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

エ 港湾機能復旧のための要請

港湾施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対応を要請する。

オ 漁港機能復旧のための要請

必要に応じ協定団体に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。

カ 市長への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに市長へ状況を連絡する。

## 2 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

復旧・復興については、一般対策編第4章及び地震対策編第6編の復旧・復興計画によるものとする。